

## 「しまね福祉・介護人材育成宣言事業所」

(法人・事業所名) 社会福祉法人 大田市社会福祉事業団  
(所 在 地) 島根県大田市川合町川合 1081-2  
(取 組 期 間) 令和7年11月1日～令和10年10月31日(3年以内)



### 事業所名（サービス種別）

(法人全体で宣言する場合は、宣言対象となる事業所を全て記載してください。)

- ・ケアハウスビラおおだ(軽費老人ホーム)
- ・福寿園(養護老人ホーム)
- ・ビラおおだデイサービスセンター(通所介護)
- ・ビラあさやま(通所介護・認知症対応型通所介護)
- ・ビラたかやま(通所介護)
- ・福寿園ヘルパーステーション(訪問介護・同行援護)
- ・ビラおおだ居宅介護支援事業所(居宅介護支援事業所)

### 宣言内容（100字以内）

職員が仕事と私生活を両立しながら、個々の能力を発揮できる職場環境の整備、さらなる人材育成・確保に引き続き取り組むことを宣言します。

### 職場のアピールポイント

- ・iPad やモバイル Wi-Fi ルーターなどの導入による業務効率化と負担軽減
- ・キャリアパスに応じた階層別研修によるスキルアップ、職種ごとの部会開催による職員間の連携強化・情報共有の促進
- ・年次有給休暇取得促進月間の設定
- ・住宅手当の支給、インフルエンザ予防接種費用の全額補助
- ・職員慶事祝金(資格取得、還暦、結婚、出産)の支給
- ・介護・看護・育児休暇の該当職員への柔軟な対応や説明機会の確保
- ・地元学生の職場体験実習の受け入れ、地域行事・清掃活動への参加など、地域との連携強化
- ・日々の事業の様子や採用情報をホームページで発信( <https://www.ooda-sj.jp/> )

### 「しまね福祉・介護人材育成宣言」チェック項目

| NO. | 項目            | 宣言基準  | チェック                                |
|-----|---------------|---|-------------------------------------|
| 1   | 関係法令遵守        | ・行政監査指導等における指摘事項を受けていない、または指摘事項への改善が終了している。<br>・社会保険及び労働保険に加入し、保険料を滞納していない。 | <input checked="" type="checkbox"/> |
| 2   | ハラスメント防止      | ハラスメント防止の研修等を行い、相談窓口を設置し、全職員に周知している。  | <input checked="" type="checkbox"/> |
| 3   | 給与体系または給与表の導入 | 大卒、高卒、中途採用等にあわせた給与表への適用や昇給、昇格方法を規定している、または、資格や経験等が給与に反映される仕組があり、全職員に周知している。 | <input checked="" type="checkbox"/> |
| 4   | 休暇制度・労働時間縮減   | 休暇取得・労働時間縮減の取組を実施しており、全職員に周知している。<br>(看護休暇、介護休暇、育児休暇、有給休暇の計画的付与、夏季休暇等の導入)   | <input checked="" type="checkbox"/> |
| 5   | 福利厚生制度        | 福利厚生制度による取組を行っており、全職員に周知している。<br>(住宅手当、インフルエンザの予防接種等の助成等)                   | <input checked="" type="checkbox"/> |
| 6   | 職員意見の把握       | 職場環境について職員の意見を把握する取組や制度がある。   | <input checked="" type="checkbox"/> |
| 7   | 研修体制          | サービスの質の向上のための研修を実施している。   | <input checked="" type="checkbox"/> |
| 8   | 採用情報の発信       | 採用の際、求職者に向けて採用条件等を正しく記載し、周知している。<br>(ホームページでの掲載、ハローワーク等での求人票の記載)            | <input checked="" type="checkbox"/> |
| 9   | 人材育成の取組       | 職員の成長や働き方に合わせた学びの場を提供しており、全職員に周知している。<br>(外部研修への参加、法人内研修の実施等)               | <input checked="" type="checkbox"/> |
| 10  | 人材育成面談の実施     | 面談を年1回以上実施しており、管理監督者が面談内容を把握している。   | <input checked="" type="checkbox"/> |

#### 誓約事項

- ・「しまね福祉・介護人材育成宣言事業所」制度実施要綱および事業の実施に係る関係法令等の内容を理解および遵守し、適正な事業の運営を行います。
- ・宣言内容等に虚偽・不実記載等があった場合または関係法令等に違反する事実があった場合、宣言の取消等をされても異議を申し立てません。
- ・宣言事業所等の名称および宣言書等について、島根県がホームページ等で公表することに同意します。